

所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書

1 使用目的

「所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人に対し通知するために使用する。

2 記載要領

(1) 「… 3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。

また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(2) 「処分の理由」には、所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなったと認定する理由又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったと認定する理由を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。